

IV-1. TPP 個別交渉の対立分野を通じてみる、米国的価値観と保護主義の対比

1. 本章の目的

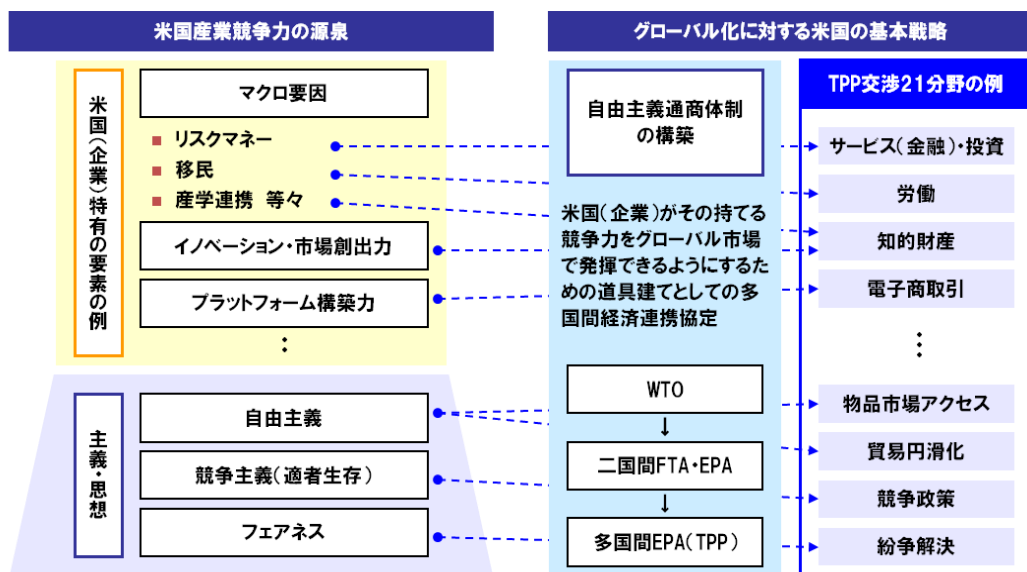
米国産業の強み・特徴を裏打ちする米国的価値観

本稿では、米国の競争力の源泉を探ることをテーマとして、その手掛かりを資本や労働投入といった供給側の要素、またそれらに還元し得ない全要素生産性の向上に貢献すると考えられるイノベーションの創出力、産業全体を支配するプラットフォームの構築力等に求めて調査分析を行ってきた。各論点については前章までに詳述したところであるが、これら産業論的観点から分析した米国の強みや特徴は、そのみで独立して成立するものではなく、米国が建国以来培い育んできた自由主義、適者生存を是とする競争原理、フェアネスに代表される米国的価値観に裏打ちされて初めて機能し効果を発揮するものであると言える。

通商交渉を通じて米国的価値観の普及

グローバル化によって企業の活動領域が地理的な国境という概念が陳腐化するほどボーダレスに拡大しつつあることを受け、米国政府は自国企業がより効率的に自らの流儀に従って世界でビジネスを展開できるように、自由主義通商体制の構築という名の下に米国的価値観とそれらに根差して形成してきたルールや諸規制、ビジネス慣行を世界に広げていく努力を通商交渉や外交面で続けている。

【図表1】 米国産業競争力の源泉とグローバル化に対する基本戦略



(出所) みずほ銀行産業調査部作成

米国の TPP に込めた狙い

とりわけ、経済成長の潜在性が極めて高いアジア・太平洋地域を米国企業の成長に活かすと共に、米国とは異なる国家資本主義的な価値観に基づき同地域において経済面で存在感を高めつつある中国を牽制する狙いから、米国は環太平洋パートナーシップ(以下、TPP という)の交渉に強い熱意と意思を持って臨んでいる。

このような狙いから、米国は TPP 交渉においても自由主義・競争原理・フェアネスといった米国的価値観を譲れぬ大義として掲げ、交渉参加国に対して具体的な個別交渉項目において高い水準で米国の主張を受け入れることを求めてきている。

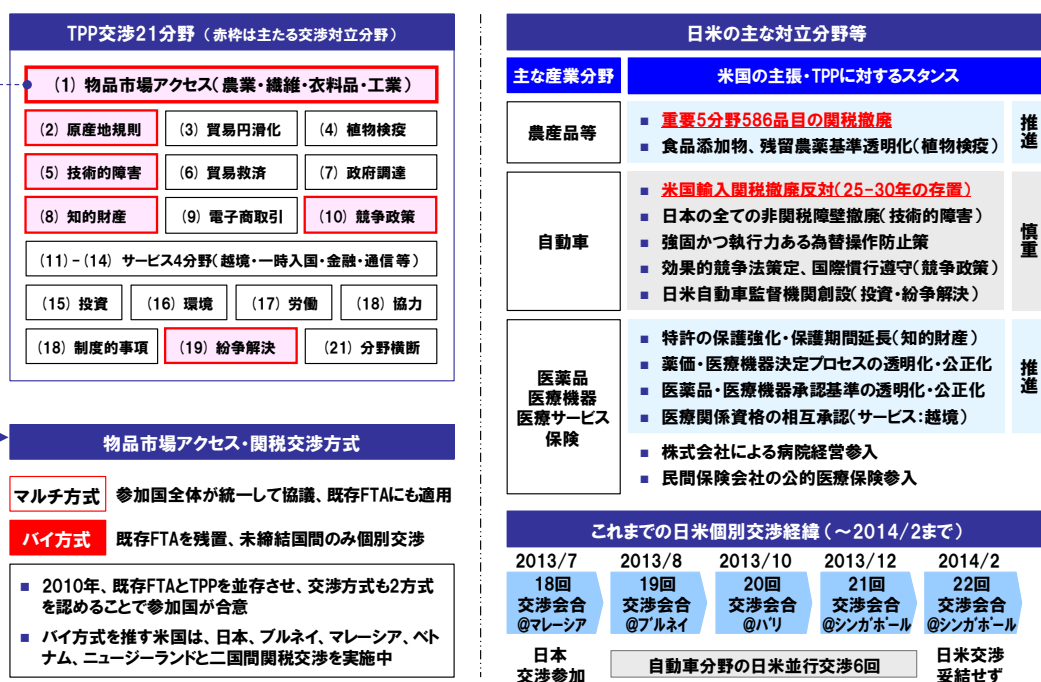
TPP 交渉において
 しみ出る米国的
 価値観

既に多く報道されているとおり、物品市場アクセスの農産品重要五分野において、日本は米国から極めて厳しい関税引き下げ要求を突き付けられている。また、医療産業を巡っても薬価決定プロセスや医薬品等の承認基準の透明化・公正化等、米国の主張要求には自由主義・競争原理・フェアネスという彼らの価値観がしみ出ているものが多く見られる。

個別産業によっ
 て幅のある通商
 交渉における米
 国の主張

然るに、TPP 日米個別交渉上の争点を広く見渡すと、米国の主張要求が全てに亘って自由主義・競争原理・フェアネスといった米国的価値観と軌を一にしているとは必ずしも言い切れない。例えば、自動車分野における輸入関税撤廃への頑強な抵抗や日米自動車監督機関を創設する必要があるとの主張は、自国の自動車産業と完成車メーカーを守るために米国が講じている保護主義的政策が争点となることを避けるための苦し紛れの言い草のようにしか見えない。

【図表2】 TPP 交渉 21 分野と日米の主な対立分野



(出所) みずほ銀行産業調査部作成

尤も、通商交渉は武器を持たない戦争とも言え、交渉の成否如何により自国産業が大きな打撃を受けて多くの雇用が失われるリスクがあるのも事実である。従事者数が多くかつそれらの人々が労働組合等を通じて組織化され、有力政治家の支持基盤を形成している場合は、少しでも不利益となる交渉をすれば有権者から厳しい批判に晒されるため、政治指導者としても理念や価値観ばかりに忠実ではいられない現実があることも容易に理解し得る。

医療産業と自動車産業を巡る米国の主張

しかしながら、弱者救済や公益性の観点から一定の規制が求められて然るべき医療産業において競争原理を強調する一方、最もグローバル化が進み自由主義的な競争が行われている自動車産業においてピックアップトラックの輸入関税撤廃に抵抗する米国のスタンスは、日本人の普通の感覚に照らせば、倒行逆施のようにも思われる。

本IV章の目的

本章では、TPP に代表される自由貿易協定の通商交渉において米国の主張要求が産業によって大きな幅を持つ理由を考える手掛かりとして、医療産業と自動車産業を具体的事例として取り上げ、米国における両産業の発展経緯等を分析考察している。このうち、自動車産業については、デトロイト3が米国市場において圧倒的な強みを有するピックアップトラックに焦点を当てることとしている。

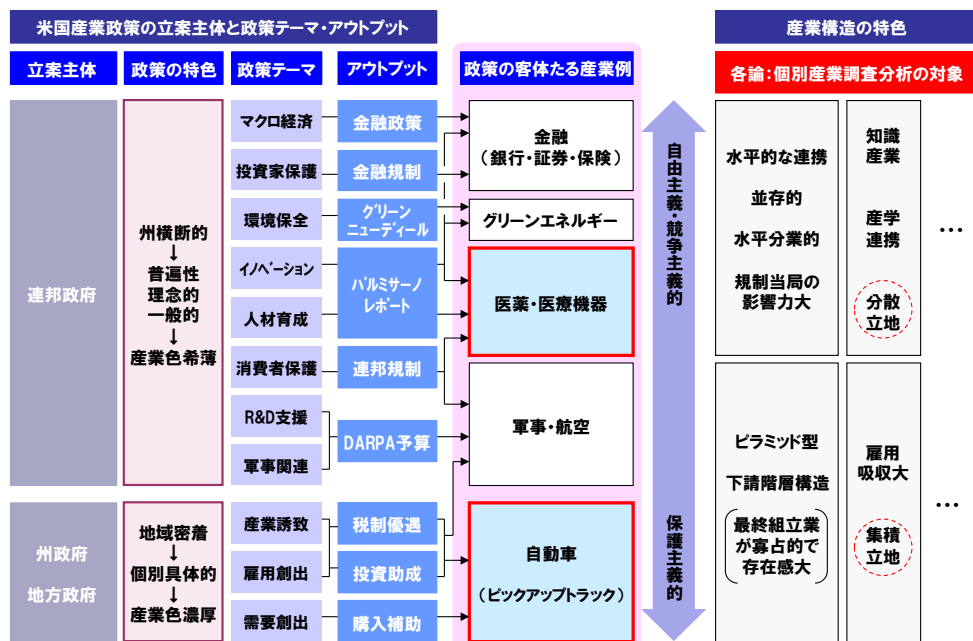
競争原理が徹底している医療産業と競争回避に走った自動車産業

両産業の分析考察の詳細は次章以降に譲るが、分析から得られた事実を先取りすれば、米国医療産業では、産学における競争領域や優劣評価のメジャメントが明確化され、米国のみならず海外の企業や研究者も交えて厳しい競争が行われている一方、自動車産業では、デトロイト3が自らに有利な規制や税制、関税で保護優遇されたピックアップトラックという米国特有の市場を作り上げ、日系完成車メーカーとの競争を回避してきたことを指摘できる。

2. 米国の産業政策の立案主体と通商交渉における主張の幅に関する仮説

このように同じ米国であっても、産業によって発展経緯、プレーヤーの戦略や政治的発言力、その他個別事情は異なり、それらが米国の通商交渉におけるスタンスの幅を作り出していると思われる。これらの背景要因を限定列挙することはできないが、ここでは試論として産業政策の立案主体の違いに着目して米国のスタンスに幅が出る背景について筆者の仮説を提示してみたい。

【図表3】 米国産業政策の立案主体と産業構造の特色



(出所) みずほ銀行産業調査部作成

複層化している
米国の産業政策
立案主体

連邦制を採る米国では産業政策の立案主体は、連邦政府—州政府以下の地方自治体と複層化している。産業政策立案における各立案主体間の役割分担について法的に明確化されたものはないと思われるが、一般論として自治原則が浸透している米国では、連邦政府の役割は、州政府以下の自治体が担えない、または担うことが適当でないことに限定されるとの考え方が色濃く見受けられる。

連邦政府と州以下
の自治体が立案
する産業政策
の相違点

このため、連邦政府が過去に取り組んだ産業政策や提言は、ドッドフランク法に代表される金融規制や消費者保護規制、オバマ大統領が主導した再生可能エネルギー普及による環境保全を狙いとしたグリーンニューディール政策、イノベーションや人材育成に力点を置いたパルミサーノレポート、或いはDARPA等を通じた基礎研究や要素技術開発支援に見られるとおり、理念的・一般的・普遍的で地域色・個別産業色が薄いテーマが多くなっている。他方、州以下の地方自治体が担う産業政策は、工場や研究機関の誘致、産業クラスターの形成支援のように、自らの地域の経済発展や雇用確保に直接的な効果がある地域密着型かつ個別具体的な産業色の濃いテーマが多くなっていると思われる。

当然ながら、各個別産業は連邦政府と州以下の自治体のいずれか一方だけの産業政策や規制の客体になるものではなく双方の政策や規制に服する訳であるが、産業によって連邦政府と州以下の地方自治体の影響力に濃淡が生じているのも事実であろう。例えば、グローバル化が進む金融産業に対する産業政策や規制は、州以下の地方自治体よりも連邦政府が重要な役割を担っているし、地域を超えて普遍的に消費者保護が強く求められる医療産業についても、連邦政府の産業政策や規制の影響が強く及ぶものと考えられる。また逆に、自動車や航空機産業のように大規模な設備と大きな労働力、素材や部品等の川上産業が近隣に集積することが重要な産業では、連邦政府よりも立地自治体の誘致政策や環境保護規制の影響が直接的に大きな影響を及ぼす可能性が高いと考えられる。

連邦政府の産業
政策や規制等が
強く影響する産
業の特色

連邦政府の産業政策や規制等が強く影響する産業の特色を帰納的に推論すれば、消費者保護が強く求められる B2C 産業で企業間競争が厳しい、世界のベストタレントを誘引する必要がある知識集約型先端産業で人材獲得競争が厳しい、立地が全米各地に分散している水平分業的産業で地域間競争が激しいといったことが考えられ、これらの特色を持つが故に当該産業では相対的に自由主義や競争原理が浸透していると言えるかもしれない。このように考えれば、米国政府が TPP 日米個別交渉において、上述の特色を満たす医療産業分野で競争原理を強調する理由も一定程度説明できよう。また、自動車産業は、単純作業をこなす多数の労働者を要し、重層的なピラミッド構造で特定地域に立地が集中しているため、通商交渉の成否如何で雇用を中心に経済面で大きな影響を受ける地元自治体の利害が前面に押し出され、保護主義的な主張が色濃くなるものと思われる。

個別産業政策と
地方振興戦略の
高い連関性

このように、米国では産業政策や規制等の立案主体が連邦政府—州政府以下の地方自治体のいずれかによって、産業政策のスタンスに違いが出ている可能性があり、通商交渉における米国の主張が産業分野によって必ずしも首尾一貫しないこと背景要因になっていると思われる。他方、産業政策の立案主体が複層化していることにより、米国では産業政策のテーマに幅が出ると

**日本の産業政策
立案体制再考の
必要性**

共に、個別産業振興策が地域振興戦略と高い関連性を持って一体的に検討立案されるという日本にはない特徴が生み出されていると言える。

日本では、経済産業省を中心に中央政府が個別産業毎に縦割りで産業政策を立案する体制を長らく採ってきた。このような政策立案体制には全体的な視野に基づく資源の効率的配分を実現するといった利点も多く見出せる一方、個別産業政策と地域振興戦略の連携が希薄になるという弱点もあろう。

地域振興を巡る米国と日本のアプローチの違いについては、後段において詳細を論じているが、その中でも言及しているとおり、我が国の産業政策の立案体制の在り方については地域振興との関連から予断を持たずにあるべき姿を再検討する時期を迎えているように思われる。

(自動車・機械チーム 米澤 武史)
takefumi.yonezawa@mizuho-bk.co.jp